

平成 29 年度
森林地域の縮小に係る林地開発許可案件について

静 岡 県

平成29年度 森林地域の縮小に係る林地開発許可案件 位置図



森林地域の縮小に関わる林地開発許可案件

様式第1号

| 整理番号 | 変更地域名 | 関係市町村名 | 変更する面積 | | 変更部分の重複状況(ha) | | | | 変更部分の地目現況(ha) | | 変更を必要とする理由 (地域設定に伴う土地利用に関する基本的事項) | 関連する個別規制法の措置 (予定) | 個別規制法の調整状況 | |
|------|----------|--------|----------|----------|---------------|----|----------|----|---------------|----|--------------------------------------|--|------------------------------|--|
| | | | 拡大面積(ha) | 縮小面積(ha) | 他地域との重複 | | 細区分の指定状況 | | 白地地域の増減 | 地目 | | | | 面積 |
| | | | | | 名称 | 面積 | 名称 | 面積 | | | | | | |
| 1 | 富士宮市森林地域 | 富士宮市 | | 4 | 都 | 4 | | | | 森林 | 4 | 民間事業者(富士通商(株))が実施する事業により現況森林ではなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。 (太陽光発電施設) | 森林法に基づく富士地域森林計画の変更(平成31年度予定) | 県森林審議会(報告) (平成28年12月) 林地開発許可 (平成28年10月) |
| 2 | 伊豆市森林地域 | 伊豆市 | | 1 | 都 | 1 | 調整 | 1 | | 森林 | 1 | 民間事業者((株)雅屋)が実施する事業により現況森林ではなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。 (太陽光発電施設) | 森林法に基づく伊豆地域森林計画の変更(平成30年度予定) | 県森林審議会(報告) (平成29年6月) 林地開発許可 (平成28年12月) |
| 3 | 下田市森林地域 | 下田市 | | 3 | 都 | 3 | | | | 森林 | 3 | 民間事業者(エイト(株))が実施する事業により現況森林ではなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。 (太陽光発電施設) | 森林法に基づく伊豆地域森林計画の変更(平成31年度予定) | 県森林審議会(報告) (平成29年6月) 林地開発許可 (平成29年2月) |
| 4 | 牧之原市森林地域 | 牧之原市 | | 6 | 都農 | 6 | | | | 森林 | 6 | 民間事業者(タクミ企画(株))が実施する事業により現況森林ではなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。 (自動車配送センター) | 森林法に基づく静岡地域森林計画の変更(平成32年度予定) | 県森林審議会 (平成29年6月) 林地開発許可 (平成29年6月) |
| 5 | 浜松市森林地域 | 浜松市 | | 1 | 都 | 1 | 市街 | 1 | | 森林 | 1 | 民間事業者(曳馬土地開発)が実施する事業により現況森林ではなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。 (住宅団地) | 森林法に基づく静岡地域森林計画の変更(平成30年度予定) | 県森林審議会(報告) (平成28年12月) 林地開発許可 (平成28年10月) |
| 6 | 静岡市森林地域 | 静岡市 | | 1 | 農 | 1 | | | | 森林 | 1 | 民間事業者((株)イースタジアグループ)が実施する事業により現況森林ではなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。 (太陽光発電施設) | 森林法に基づく静岡地域森林計画の変更(平成30年度予定) | 県森林審議会(報告) (平成29年6月) 林地開発許可 (平成29年3月) |

【記載上の注意事項】

- 「整理番号」欄は、変更地域ごとに付し、必要に応じて枝番を使用する。
- 「変更地域名」欄には、変更部分の通称(市町村名)の五地域区名(例：〇〇都市地域)を記載する。
- 「変更する面積」、「変更部分の重複状況」、「変更部分の地目現況」欄の面積は、少数第1位を四捨五入した、ha単位で記載する。(現段階においては、概算値でも結構です)
- 「変更部分の重複状況」の「他地域との重複」欄には、拡大の場合は新たに重複することとなる他地域の名称と面積、縮小の場合は変更前において重複していた他地域の名称と面積を記載する。なお、名称を記載する際、都市地域は「都」と、農業地域は「農」と、森林地域は「森」と、自然公園地域は「公」と、自然環境保全地域は「保」という略称を用いる。
- 「変更部分の重複状況」の「細区分の指定状況」欄には、上記4)と同様の考え方で個別規制法の各地域・区域の種類と面積を記載する。その際、市街化区域は「市街」と、市街化調整区域は「調整」と、その他都市計画区域における用途地域は「用途」と、農用地区域は「農用」と、国有林は「国林」と、地域森林計画対象民有林は「民林」と、保安林は「保安」と、特別地域は「公特」と、特別保護地区は「保護」と、原生自然環境保全地域は「原生」と、特別地区は「保特」と記載する。
- 「白地地域の増減」欄には、変更によって減少又は増加することとなる白地地域の面積を記載すること。なお、白地地域が減少する場合は、数字の前に△を付すこと。
- 「変更部分の地目現況」欄は、該当する現況を農用地、森林、原野、水面・河川・水路(河川等)、道路、宅地、その他に分類して記載する。(国土利用計画の定義に基づき区分)
- 「変更を必要とする理由」欄には、人口、産業、交通、自然条件等により地域の特質を明らかにしつつ、土地利用又は土地取引の動向からみた必要性について記載する。また、細区分の設定の考え方、当該地域の土地利用(開発、整備、保全)の基本的方向に関する事項を括弧書きで併せて記載する。なお、他用途転用により森林地域が縮小される場合には、その土地利用形態を記載する。
- 「関連する個別規制法の措置(予定)」欄には、個別規制法に基づく地域・区域(細区分を含む)の指定(変更及び廃止を含む)の予定を記載する。
- 「個別規制法の調整状況」欄には、個別規制法に基づく地域・区分等の変更、指定及び廃止の区分並びにその予定時期を記載する。